

○被害者支援推進委員会設置要綱の制定について

(平成12年12月26日島警乙第3143号、島生企乙第947号、島捜一乙第1335号、島交企乙第2314号、島備一乙第573号県警察本部長例規通達)

最終改正 令和4年3月23日

警察における被害者支援については、被害者の視点に立った被害者のための各種施策を強化するため、「被害者対策要綱の制定について」(平成8年2月1日警察庁乙官発第3号ほか依命通達)が制定されたところであるが、本県警察における被害者支援の全庁的な取組の方針及び施策を決定し、その積極的推進を図るため、別添のとおり「被害者支援推進委員会設置要綱」を制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

被害者支援推進委員会設置要綱

1 設置

島根県警察本部に、被害者支援推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 任務

委員会は、被害者支援の実施に関し、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 広報県民課長

委員 会計課長

生活安全企画課長

地域課長

少年女性対策課長

サイバー犯罪対策課長

刑事企画課長

捜査第一課長

捜査第二課長

組織犯罪対策課長

鑑識課長

交通企画課長

交通指導課長

運転免許課長

公安課長

4 運営

(1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

(1) 委員会を補佐させるため、委員会に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

ア 幹事長にあつては、広報県民課長

イ 幹事にあつては、広報官及び委員の属する課の次長又は課長補佐の職にある者のうち、幹事長が指名する者

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、広報県民課課犯罪被害者支援室において行う。